

ソフトウェア発明関連特許

中国、韓国、台湾では
どのように審査される？



審査ガイドラインを中心に
特許適格性、新規性・進歩性
に関して調査・研究



各国審査の
特徴を調査

過去論説、解説
資料



仮想審査事
例を検討

各特許庁が公表
する事例



実例を分析

ファミリー特許
の各国での審査
経過

ソリューションの保護と知財 (第2小委員会)

ソリューション (※独自の定義)

自社技術と、パートナー技術/ユーザ技術とを融合して、
人・もの・情報を使いながらお客様の課題を解決するもの



課題

- ①権利関係が複雑な場合が多く、第三者に実施権を与えづらい
- ②権利関係が複雑且つライフサイクルが短く、権利維持の判断が難しい



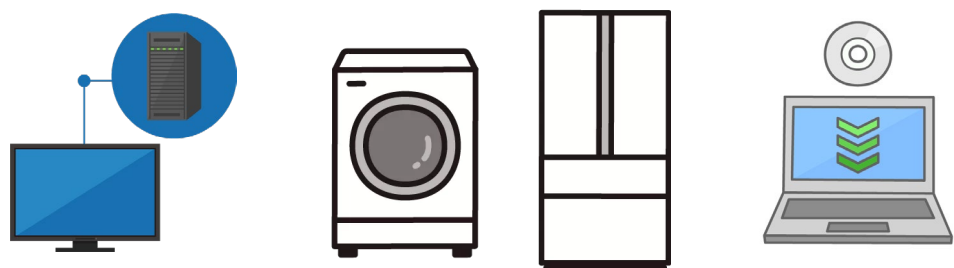
研究内容

- ①どのような出願を行えば、権利関係の問題が少なくなるかを分析中
- ②長く維持すべき出願/早めに放棄すべき出願を分析中

ソフトウェア特許の評価に関する研究（第3小委員会）

ソフトウェア特許の価値は、ハードウェア特許よりも不明確な点があるところ、質の良いソフトウェア特許とはどのようなものであるか未だ評価がしにくい。本研究では、ソフトウェア発明に対する特許出願をする際に特許出願人が意識すべきポイントを提案することを目的とする。

第3小委員会では、ソフトウェア発明を特徴別に4種類（独自定義）に分類し、過去のソフトウェア発明に関する判例等から得られる情報を考察し、分類した4種類のソフトウェア発明ごとの特許出願時の評価軸や留意点を提案する。



データの利活用に関する研究（第5小委員会）

近年、IoTやAIといった技術革新が進展し、事業活動で生み出されるデータは爆発的に増加しており、データの利活用が今後新たな競争力の源泉となると期待されている。

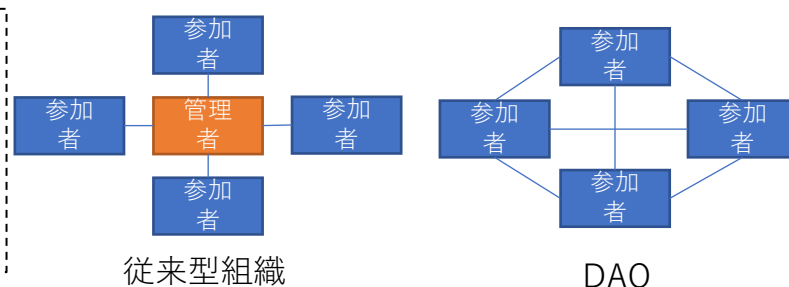
第5小委員会では、データに対する法的保護の現状や、それを踏まえた管理上の注意、契約上の留意点等について調査分析中。



DAOによる主体的な特許網の構築における、知財・法的側面からみた課題と提案（第4小委員会）

DAO

- 分散型自立組織(Decentralized Autonomous Organization)の略称
- 様々なルールを組み込んだソフトウェアが自動実行されることで、特定の管理者を介することなく、個々のメンバーの意志表明を踏まえ、組織としての意思決定、行動を行う事を行うことができる組織
- DAOを支える技術に「ブロックチェーン」や「スマートコントラクト」がある



課題

技術・システムの側面

- ガバナンストークンの値動き
- システムへの攻撃による資金流出リスク
- 仕組みの分かりづらさによる参加障壁

法的側面（国内）

<会社法、LLP法>：DAOの法的位置づけが決まっておらず、法人化を認める制度もないため、事業活動上の制約が大きい。
<所得税法>：ガバナンストークンの含み益に、雑所得として最大55%の課税がなされるため、組織の維持が困難

ケーススタディ

DAOによる主体的な特許網の構築

⇒特許網構築に必要な手段のうち、現行の日本の法制度でどこまでが実行可能か？
⇒実行不可能な手段は、どうしたら実現可能になるか？

提案

<法的側面> ⇒DAOの法的位置づけの提案

<知財的側面> ⇒上記提案が実現した場合における、DAOにおける知財ポートフォリオの構築